

## 議案第49号

おいらせ町公共施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整備等  
に関する条例の制定について

おいらせ町公共施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整備等に関  
する条例を別紙のとおり定める。

令和元年6月7日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年  
法律第226号）の一部改正により、消費税及び地方消費税の合計税  
率が本年10月1日から10パーセントへ引き上げられることに伴い、  
関係条例について所要の整備を行うため提案するものである。

おいらせ町公共施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整備等  
に関する条例

(おいらせ町コミュニティセンター条例の一部改正)

第1条 おいらせ町コミュニティセンター条例（平成18年おいらせ町条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表中「200円」を「210円」に、「400円」を「420円」に改める。

(おいらせ町学習等供用施設条例の一部改正)

第2条 おいらせ町学習等供用施設条例（平成18年おいらせ町条例第94号）の一部を次のように改正する。

別表中「150円」を「160円」に、「200円」を「210円」に、「400円」を「420円」に改める。

(おいらせ町本町地区コミュニティ消防センター条例の一部改正)

第3条 おいらせ町本町地区コミュニティ消防センター条例（平成18年おいらせ町条例第153号）の一部を次のように改正する。

別表中「200円」を「210円」に、「400円」を「420円」に改める。

(おいらせ町明神山コミュニティ防災センター条例の一部改正)

第4条 おいらせ町明神山コミュニティ防災センター条例（平成18年おいらせ町条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「200円」を「210円」に、「150円」を「160円」に、「400円」を「420円」に改める。

(おいらせ町保健福祉センター条例の一部改正)

第5条 おいらせ町保健福祉センター条例（平成18年おいらせ町条例第115号）の一部を次のように改正する。

別表中「500円」を「520円」に改める。

(おいらせ町霊園条例の一部改正)

第6条 おいらせ町霊園条例（平成18年おいらせ町条例第119号）

の一部を次のように改正する。

別表第2中「4, 700円」を「4, 920円」に、「3, 100円」を「3, 250円」に改める。

(おいらせ町地域福祉センター条例の一部改正)

第7条 おいらせ町地域福祉センター条例(平成18年おいらせ町条例第100号)の一部を次のように改正する。

別表中「500円」を「520円」に改める。

(おいらせ町老人福祉センター条例の一部改正)

第8条 おいらせ町老人福祉センター条例(平成18年おいらせ町条例第107号)の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「310円」に改める。

(おいらせ阿光坊古墳館条例の一部改正)

第9条 おいらせ阿光坊古墳館条例(平成28年おいらせ町条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「200円」を「210円」に、「150円」を「160円」に改める。

別表第2中「1, 000円」を「1, 050円」に、「200円」を「210円」に、「3, 000円」を「3, 140円」に改める。

(おいらせ町公民館条例の一部改正)

第10条 おいらせ町公民館条例(平成18年おいらせ町条例第86号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「600円」を「630円」に、「200円」を「210円」に、「400円」を「420円」に改める。

別表第2中「600円」を「630円」に、「200円」を「210円」に、「400円」を「420円」に改める。

別表第3中「600円」を「630円」に、「200円」を「210円」に、「400円」を「420円」に改める。

(おいらせ町民交流センター条例の一部改正)

第11条 おいらせ町民交流センター条例（平成18年おいらせ町条例第87号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,000円」を「1,050円」に、「2,000円」を「2,100円」に、「4,000円」を「4,190円」に、「15,000円」を「15,710円」に、「500円」を「520円」に、「7,500円」を「7,860円」に、「3,000円」を「3,140円」に、「5,000円」を「5,240円」に、「200円」を「210円」に、「400円」を「420円」に改める。

別表第2中「3,000円」を「3,140円」に、「1,500円」を「1,570円」に、「500円」を「520円」に、「1,000円」を「1,050円」に、「200円」を「210円」に改める。

別表第3中「500円」を「520円」に、「1,000円」を「1,050円」に、「2,000円」を「2,100円」に改める。

（おいらせ町創作の家条例の一部改正）

第12条 おいらせ町創作の家条例（平成18年おいらせ町条例第90号）の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「310円」に改める。

（おいらせ町みなくる館条例の一部改正）

第13条 おいらせ町みなくる館条例（平成18年おいらせ町条例第91号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,000円」を「2,100円」に、「4,000円」を「4,190円」に、「8,000円」を「8,380円」に、「500円」を「520円」に、「700円」を「730円」に改める。

（おいらせ町いちょう公園体育館条例の一部改正）

第14条 おいらせ町いちょう公園体育館条例（平成18年おいらせ町条例第97号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,000円」を「1,050円」に、「2,000円」を「2,100円」に、「4,000円」を「4,190円」に、

「15,000円」を「15,710円」に、「200円」を「210円」に、「400円」を「420円」に改める。

別表第2中「2,000円」を「2,100円」に、「3,000円」を「3,140円」に、「1,500円」を「1,570円」に改める。

(おいらせ町農村環境改善センター条例の一部改正)

第15条 おいらせ町農村環境改善センター条例（平成18年おいらせ町条例第124号）の一部を次のように改正する。

別表中「600円」を「630円」に、「200円」を「210円」に、「400円」を「420円」に改める。

(おいらせ町勤労者研修センター条例の一部改正)

第16条 おいらせ町勤労者研修センター条例（平成18年おいらせ町条例第129号）の一部を次のように改正する。

別表中「600円」を「630円」に、「400円」を「420円」に、「200円」を「210円」に改める。

(おいらせ町いちょう公園バーベキューハウス条例の一部改正)

第17条 おいらせ町いちょう公園バーベキューハウス条例（平成18年おいらせ町条例第131号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(利用時間及び使用料)

第6条 ハウスの利用時間及び使用料は、次の表に定めるとおりとする。

利用時間	午前10時から午後6時まで	
使用料	ガス1台につき	3時間まで 1,110円
		延長1時間毎 370円

(おいらせ町ネイチャーセンター白鳥の家条例の一部改正)

第18条 おいらせ町ネイチャーセンター白鳥の家条例（平成18年おいらせ町条例第132号）の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「310円」に、「200円」を「210円」に改める。

(おいらせ町縄文の森イベント広場条例の一部改正)

第19条 おいらせ町縄文の森イベント広場条例（平成18年おいらせ町条例第133号）の一部を次のように改正する。

別表中「400円」を「420円」に、「600円」を「630円」に、「1,000円」を「1,050円」に、「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に、「500円」を「520円」に、「750円」を「790円」に改める。

(おいらせ町観光PRセンター条例の一部改正)

第20条 おいらせ町観光PRセンター条例（平成18年おいらせ町条例第134号）の一部を次のように改正する。

別表中「200円」を「210円」に、「400円」を「420円」に改める。

(おいらせ町公園条例の一部改正)

第21条 おいらせ町公園条例（平成18年おいらせ町条例第137号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第25条関係）

(貸切り)

名称	区分	対象	いちよう公園	下田公園
テニスコート		町民	470円/1面	210円/1面
		中学生以下	160円/1面	50円/1面
		町民以外	940円/1面	420円/1面

	照明料	町民		310円／1面		
		町民以外		470円／1面		
	テレビ器具	町民		100円／1回		
		町民以外		210円／1回		
野球場	球場	町民	アマチュア	入場料有	630円	1,570円
			スポーツに利用する場合	入場料無	420円	1,050円
			催物に利用する場合	入場料有		5,240円
			入場料無		2,620円	
		興行又はこれに類するものに利用			15,710円	
		町民以外	アマチュア	入場料有	1,260円	3,140円
	入場料無			840円	2,100円	
	催物に利用する場合			入場料有		10,480円
			入場料無		5,240円	
	興行又はこれに類するものに利用				31,430円	
	管理棟		町民	アマチュア	入場料有	
		入場料無				520円
スポーツに利用する場合		入場料有			1,570円	
		入場料無			1,050円	

			興行又はこれに類するものに利用		5,240 円
		町 民 以外	アマチュア	入場料有	1,050 円
			スポーツに 利用する場合	入場料無	1,050 円
			催物に利用 する場合	入場料有	3,140 円
				入場料無	2,100 円
			興行又はこれに類するものに利用		10,480 円
グ ラ ウ ン ド	グ ラ ウ ン ド	町 民 ( 全 面)	一般 (高校生含む)		420 円
			中学生以下		無料
			興行又はこれに類するものに利用		2,100 円
	町 民 ( 半 面)	一般 (高校生含む)		210 円	
		中学生以下		無料	
		興行又はこれに類するものに利用		1,050 円	
	町 民 以 外 ( 全 面)	一般 (高校生含む)		840 円	
		中学生以下		840 円	
		興行又はこれに類するものに利用		4,190 円	
	町 民 以 外 ( 半 面)	一般 (高校生含む)		420 円	
		中学生以下		420 円	
		興行又はこれに類するものに利用		2,100 円	
	照 明	町民 (全面)		310 円	



	料	町民（半面）		160 円
		町民以外（全面）		470 円
		町民以外（半面）		240 円
ローラー スケート 場	ローラー スケート 場	町民及び町民以外	無料	
キャンプ 場	キャンプ 場	町民	一般（高校生含む）	310 円 / 1 張 / 1 泊
			中学生以下の団体	無料
		町民以外	630 円 / 1 張 / 1 泊	

備考

- 1 使用料の額は、1 時間当たりの額とする。(テニス器具を除く。)
- 2 テニスコートのコート使用料「中学生以下」は、利用者全員が中学生以下である場合の料金とする。

(おいらせ町法定外公共物管理条例の一部改正)

第 2 2 条 おいらせ町法定外公共物管理条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「1 6 1 円」を「1 6 4 円」に、「1 0 8 円」を「1 1 0 円」に、「2 2 1 円」を「2 2 5 円」に改める。

(おいらせ町行政財産使用料徴収条例の一部改正)

第 2 3 条 おいらせ町行政財産使用料徴収条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改める。

(おいらせ町道路占用料徴収条例の一部改正)

第 2 4 条 おいらせ町道路占用料徴収条例（平成 1 8 年おいらせ町条

例第106号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(おいらせ町下水道条例の一部改正)

第25条 おいらせ町下水道条例(平成18年おいらせ町条例第138号)の一部を次のように改正する。

第17条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(国民健康保険おいらせ病院の一部負担金及び使用料並びに手数料条例の一部改正)

第26条 国民健康保険おいらせ病院の一部負担金及び使用料並びに手数料条例(平成18年おいらせ町条例第149号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「(平成18年厚生労働省告示第92号)」を「(平成20年厚生労働省告示第59号)」に改め、「並びに特定療養費に係る療養についての費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第101号)」を削り、同項第2号中「平成18年厚生労働省告示第105号」を「平成18年厚生労働省告示第107号」に改め、同条第2項中「100分の8」を「100分の10」に改める。

第5条第4項中「100分の8」を「100分の10」に改める。

第7条第2項中「毎月15日及び月末の分をそれぞれ20日及び翌月5日」を「翌月17日」に改める。

別表第3中患者病衣使用料の項及び電気器具電気料の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のおいらせ町下水道条例第17条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している下水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である下水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。）から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。